

# 改正離島振興法の概要

国土交通省国土政策局離島振興課

## はじめに

離島振興法の一部を改正する法律は、第二二〇回国会に衆議院国土交通委員長により令和四年一月九日に同委員会に提案され、同日に衆議院国土交通委員会及び翌一〇日の衆議院本会議において、また一五日の参議院国土交通委員会、一八日の参議院本会議において、いずれも全会一致で可決され成立しました。その後一月二八日に公布、一部施行され、令和五年四月一日から実施されることとなります。

離島振興法は、昭和二八年に議員立法により制定され、以後一〇年ごとに議員立法により改正されてきました。今回の中止にあたっては、自由民主党の離島振興特別委員会（谷川弥

一委員長）において、令和三年三月から一回にわたつて関係者や各省庁からのヒアリングを基に精力的なご議論が行われ、「新しい離島振興の基本方策（大綱）」として法改正における基本的な方向性が示されました。また、公明党の離島振興対策本部（竹谷とし子本部長（当時））においても、現地調査の成果も踏まえつつ「新たな離島振興ビジョン2022」が取りまとめられました。その後、野党のご意見を取り入れて頂きながら改正内容を固めて頂き、成案に至りました。これまで法改正に向けて国会議員の先生方には多大なるご尽力を頂き、大変感謝申し上げます。

ここで以下に、改正離島振興法について概説したいと思います。

## 第一 総則的事項

### (1) 目的の改正（第1条関係）

離島の役割として、「再生可能エネルギーの導入及び活用」、関係人口のような「島外の人材を巻き込んでいく視点」が追加されています。再生可能エネルギーに関しては、自然豊かな離島地域がその普及にあたって重要な役割を果たすべきである、という考えに立つたものです。また、関係人口に関しては、人口減少が進む中で離島振興に取り組むにあたり、離島と継続的な関係を有する人々の拡大が重要であることを踏まえたものです。

### (2) 都道府県の責務（新設）（第1条の3関係）

離島市町村を支え、離島振興を担う都道府県の役割を明確にするため、「都道府県による離島市町村への支援の努力義務」が新設されています。人口減少や高齢化が進展している中で、効果的な離島振興を進めていくためには、最前線で離島振興施策を実施している市町村を支える都道府県の役割が高まっていることによるものです。具体的には、複数の市町村による広域的な連携の確保や市町村に対する必要な情報提供等が想定されています。

## 第二 離島振興計画の記載事項の充実等

### (第4条、第7条の4関係)

都道府県が策定する離島振興計画の記載事項を充実させるため「計画の目標・期間の設定」「計画のフォローアップに関する事項」「地域の特性に応じた産業振興に関する事項」が追加されています。離島振興計画にP D C Aサイクルの観点を盛り込み、その下で都道府県と市町村が一丸となつて産業振興に取り組むことが重要であるとの考え方です。

また、エネルギー価格の高騰は離島住民の生活に重大な影響を及ぼすことから、国が公表する離島振興対策実施地域の活性化に資する事業の中に、石油製品の価格の低廉化に関する事業を含むことが明記されています。

### 第三 離島地域に対する配慮規定の充実

#### (1) 医療（第10条関係）

離島における医師不足等の状況に鑑み、医療における支援の充実を図る観点から、「医師の確保等の医療の充実」について特別な配慮とするとともに、「遠隔医療」について配慮規定

に明記されています。離島地域では、医師等の医療人材の確保が非常に困難である等、医療体制が脆弱であり、住民にとって大きな不安要素となっています。また、オンライン診療をはじめとした遠隔医療は、四方を海で囲まれた離島地域の隔絶性を和らげ、住民の負担軽減に資する、との考えによるものです。

なお、配慮規定とは、離島が厳しい自然的・社会的条件下にあることに鑑み、離島の振興について、国及び地方公共団体の積極的な取組姿勢を示すために規定されており、特に「特別な配慮」としているものは、各分野横断的な事項や、離島住民にとって極めて喫緊な事項に限定されています。

## (2) 介護・福祉（第10条の2、第11条関係）

離島地域の高齢化が急速に進み、介護の必要性が高まっている一方、介護の担い手不足が深刻化しています。そのため、離島の介護従事者を確保するため、「島内人材等の活用促進」「介護ロボットの導入」について配慮規定に明記されています。また、多様な方々が離島に住み続けられるよう、「障害者福祉」「児童福祉」についても配慮規定に明記されています。

## (4) 産業振興（第14条関係）

コロナ禍やICT技術の進展等によって一層の広がりを見せるリモートオフィス、ワーケーション等を通じて離島地域への移住や定住を促すことは、離島地域の持つ魅力的な地域資源を活用し、今までと違った新たな産業や雇用を生み出す契機となります。産業振興を図る上で、こうした観点からの取組みも重要であるとの考え方から、「場所に制約されない働き方の普及等の社会の変化を踏まえる」旨が配慮規定に明記さ

## (3) 交通・通信（第12条、第13条関係）

離島航路や離島航空路は赤字路線も多く、使用される船舶

や機体の老朽化も進んでおり、ジェットフォイルを含む船舶や航空機の更新が喫緊の課題となっています。そのため、「高速安定航行が可能な船舶、いわゆるジェットフォイルなどの船舶や航空機に対する設備投資」について、配慮規定に明記されています。また、離島地域の物流効率化向け、「ドローンの活用」について配慮規定に明記されています。

情報通信基盤の整備は、遠隔医療や遠隔教育をはじめ、物流、産業等の各方面でICTを活用した取組に不可欠な基本的インフラです。離島地域のデジタル化は、四方を海で囲まれているという条件不利性を克服する可能性を有していることから「高度情報通信ネットワークの充実」について特別な配慮にするとともに、「維持管理」についても離島地域に過大な負担とならないよう配慮規定に明記されています。

れています。

#### (5) 就業促進（第14条の2関係）

離島地域において担い手確保を図るためには、島内人材を最大限活用していく事が求められます。特に、高齢化が進展している離島においては、高齢者も人材として積極的に活躍して頂くため、「高齢者の就業促進」について配慮規定に明記されています。

#### (6) 生活環境整備（第14条の3関係）

UJJIターン者の定住促進のためには島内における住宅の確保が不可欠であり、特に土地の狭隘な離島地域にとつては空き家を積極的に活用することが重要です。そのため、空き家改修等による「空き家活用」について配慮規定に明記されています。

#### (7) 教育（第15条関係）

離島は豊かな自然環境や多様な文化に恵まれ、教育の場として都会では出来ない魅力的な体験を提供するなど、大きな可能性を持っています。そのため、離島地域の小規模な学校の維持や活性化のみならず、離島住民との交流等を通じ、将来的な関係人口にも繋がる「離島留学」、教育の質の向上や機会の拡大等につながる「遠隔教育」について配慮規定に明記されています。

#### (8) エネルギー（第17条の3関係）

離島地域は風力、波力、太陽光などの豊富な自然エネルギーに恵まれています。全国的にも脱炭素化の動きが高まる中、離島地域においても再生可能エネルギーの活用を進めることにはエネルギーの地産地消に資するばかりでなく、島外にエネルギーを移出することで新たな産業の創出にも繋がる可能性を秘めています。そのため、「再生可能エネルギーの利用推進施策の充実」や「地域の実情に応じた再生可能エネルギーの活用」について配慮規定に明記されています。

#### (9) 防災（第17条の4関係）

地形が急峻で集落が沿岸部にあることも多い離島地域は、様々な災害を受けやすい条件下にあります。そのため、風水害や地震、津波等への対策を進めるため、「事前防災、減災等に資する国土強靭化」について配慮規定に明記されています。

また、離島地域において、教職員の確保が大きな課題であるとともに、優れた人材を確保し、学校教育の水準を維持することが重要であるため、小中学校を含む公立学校の教職員の定数・待遇について配慮規定に明記されています。

## (10) 感染症発生時等（新設）（第17条の5関係）

昨今の情勢に鑑み、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある感染症が発生した場合等においても、他の地域の住民と出来る限り同様の生活条件が保たれるようになりますことが重要であることから、「感染症が発生した場合等における離島の住民生活の安定及び福祉の向上」について、新たな配慮規定として新設されています。

## (11) 小規模離島への配慮（新設）（第17条の6関係）

人口減少や高齢化の急速な進展により、地域の担い手確保が困難となり、例えば商店の閉鎖に伴って、買い物環境が失われるなどの課題が生じるような島が出てきています。そのため、高齢化が進む「小規模離島において日常生活に必要な環境の維持が図られるよう配慮すること」が新たな規定として新設されています。

(12) 規制の見直し（新設）（第18条の2関係）  
国が行う規制について離島地域の自然的・社会的諸条件及び地域社会への影響を踏まえ、「離島に係る規制の見直しについて提案があった場合に配慮すること」を新たな規定として新設されています。

## 第四 離島振興法の法期限の延長

（附則第2項 改正附則第4条関係）

離島振興法の法期限が令和一四年度末までと、一〇年間延長されています。なお、離島振興に関する施策を効果的に推進するためには、社会経済情勢の変化を踏まえて必要な見直しを柔軟に行うことが重要であることから、改正後五年を経過した場合に、法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じることとされています。

## 第五 国の負担若しくは補助又は交付金に関する経過措置

（新設）（改正附則第3条関係）

令和五年度の予算に係る国の負担若しくは補助又は交付金の交付に係る事業等で、都道府県が新たに離島振興計画を定めるまでの間に、離島の振興のために緊急に実施する必要があるものについては新法の規定を適用することが可能となる経過措置が新たに設けられています。

# 離島振興法の一部を改正する法律 概要

